

在宅医療廃棄物の収集について



在宅医療廃棄物の戸別収集には申請が必要です。

交野市内において、在宅医療廃棄物の処分に困っておられる方を対象に、「玄関先」か「手渡し」にて戸別収集を行います。

ご希望される方は、申し込みが必要です。

訪問診察や訪問看護、訪問介護を受けておられる方や、医師の指示において自ら自宅で治療されている方に限ります。

平成29年10月

交野市 環境事業所・健康増進課 (一社) 交野市医師会・北河内薬剤師会交野班

お問い合わせ先 072-892-2471 (環境事業所)

このパンフレットは、日本医師会発行の「在宅医療廃棄物の取扱いガイド」などを参考にしながら、交野市環境事業所と(一社)交野市医師会と北河内薬剤師会交野班で編集しました。

収集することができるごみの種類

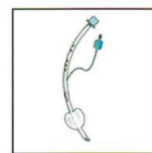


○ペン型自己注射針

※針ケースが装着されて
ないものは収集できません。



○ポンプ用チューブ
セット（針なし）



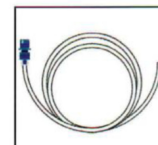
○カテーテル（針なし）



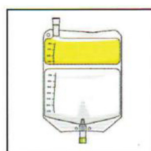
○ペン型自己注射
カートリッジ



○栄養剤注入器



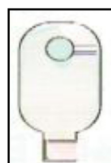
○チューブ類（針なし）



○栄養剤バッグ
（自己腹膜灌流）



○CAPDバッグ



○ストーマ袋
（人工肛門）

※汚物はトイレに流す



○点滴ボトルなど
（缶・ビン類）

○ガーゼ、脱脂綿、マスク
ゴム・ビニール手袋など

○導尿バッグ
※汚物はトイレに流す

平成29年10月現在

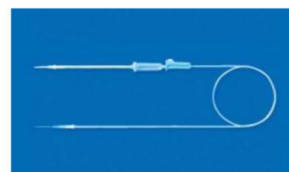
収集することができないごみの種類



○注射針



○安全装置付きの翼状針



○針付きチューブ類

※医療機関や薬局へ必ず返してください。

平成29年10月現在

排出できる方

- ① 交野市内で生活している市民の方で
 - 1) 訪問診察や訪問看護、訪問介護を受けておられる方。
 - 2) 医師の指示において、自ら自宅で治療されている方。
 - 3) 排出に配慮が必要な方。※プライバシーの保護について

排出方法

- ① 面談時に対象者及び申請者と協議し、排出方法・排出場所を決定します。
 - 1) 協議のうえ決定した「玄関先」
 - 2) 担当職員へ「直接手渡し」

申請方法

- ① 申請に必要な書類「交野市在宅医療廃棄物収集申請書」は次ページにありますので、コピーして下さい。また、交野市環境事業所のホームページでもダウンロードできます。
URL https://www.city.katano.osaka.jp/docs/2017041000041/file_contents/zaitaku.pdf
- ② 申請書の内容に沿って、記入してください。
最後に、確認事項について了承いただけたら、申請者又は対象者の方が記名・捺印をお願いします。
- ③ 申請書の受付は環境事業所で行います。郵送または窓口に提出してください。
- ④ 申請書受付け後、環境事業所担当職員が申請者に連絡し面談、現地状況調査の日程について調整させていただきます。
- ⑤ 後日、環境事業所担当職員がご本人宅を訪問し、ご本人又は申請者と面談を行い、収集する廃棄物の内容確認・排出方法の調整（排出するステーション・排出場所の調査）の確認を行います。

※分からないことがあれば、環境事業所までお問い合わせください。

お問い合わせ先 交野市環境部 環境事業所 072-892-2471
〒576-0041 交野市私部西3丁目3-1

様式第1号（第5条関係）

交野市在宅医療廃棄物収集申請書

受付番号

受 付 印

（あて先） 交野市長

私（対象者又は申請者）は、「交野市在宅医療廃棄物の収集」を依頼します。

【申請者記入欄】

申 請 日	年 月 日 ()		
申 請 者	住 所		
	(ふりがな)		
	氏 名		
	電 話 番 号	-	-
	対象者との関係	本人 ・ 本人以外 ()	
対 象 者	住 所	☐ 申請者と同様 交野市	
	(ふりがな)	☐ 申請者と同様	
	氏 名		
	電 話 番 号	☐ 申請者と同様 - -	
	性 別	男・女	
	生 年 月 日	年 月 日	

(確 認 事 項)

収 集 で き る 廃 棄 物	輸液、蓄尿、CAPD、栄養剤バッグ等のビニールバッグ類 吸引チューブ、輸液ライン等のチューブ、カテーテル類 使い捨てペン型インシュリン注入器、栄養剤注入器等の注射筒（針以外の部分） 脱脂綿、ガーゼ等 ガラス製点滴ボトル、缶入り経管栄養剤 ペン型自己注射針（針ケース装着時のみ）
収 集 で き ない 廃 棄 物	医療用注射針、点滴針、針ケースに装着していないペン型自己注射針、 針の付いたチューブ類、その他注射針等

※収集できる廃棄物・収集できない廃棄物につきましては、令和7年5月1日現在です。

- ① この収集を受ける方は、交野市内において在宅医療を受けている市民の方に限ります。
- ② この申請書による受付後、排出される廃棄物の確認や現地状況の調査等の為に、環境事業課担当職員が排出者のご自宅を訪問し、ご本人又は申請者等と面談を行います。
- ③ 収集時には、安全確認の為に、廃棄物の内容を確認させていただく場合もありますので、ご協力ください。
- ④ 申請書の受付けは環境部で行います。郵送または窓口に提出してください。
その他の方法をご希望される方は、お電話にてご相談ください。
- ⑤ 申請書で知り得た個人情報については、本収集業務の目的以外に使用いたしません。